

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団
2026 年度留学支援事業 募集要項

1. 本事業の目的

公益財団法人 業務スーパージャパンドリーム財団(以下、「財団」という。)は、様々な日本文化を諸外国に広めていくことを通じ、我が国と諸外国との間の国際相互理解をさらに深めていくことを目的として設立されました。

本事業は、上記目的を果たすために、学問の分野において海外で活躍しようとする若者に、海外での勉強の場や自己啓発の機会を得るための資金を提供することにより、様々な日本の文化を諸外国に広めていく我が国の人材の育成に貢献しようとするものです。

2. 支援の対象となる留学プログラム

2026 年 5 月 1 日から 2027 年 4 月 30 日までの間に開始される、6 か月又は 1 学期以上の大学間又は部局間協定に基づく語学研修を含まない留学プログラム。

ただし、文系学部および、文理融合型学部の学生においては、協定の内容として以下のいずれかが含まれる留学プログラムに限ります。

- ・在籍大学において単位が認定される旨(後に単位を互換するかは問いません)
- ・留学先大学への授業料を支払う必要がない旨

3. 応募資格

海外の大学へ留学を希望する者で、次の条件を全て満たす者。

- ① 国際交流と相互理解に関心を持っていること。
- ② 2026 年 5 月時点において日本国内の大学に所属していること。
※留学中に大学院に進学する場合は応募対象外となります
- ③ 留学開始時点において大学 2 年生以上の学部生であること。
※大学院に在籍する方はご応募いただけません
- ④ 2026 年 5 月 1 日時点で 35 歳以下であること。
- ⑤ 応募時点で日本国籍を有していること。
- ⑥ 学内選考がある留学プログラムへの応募であること。※派遣留学学内選考合格者
(追加募集選考中の方も応募は可能です。ただし選考結果不合格の際は応募取消となります。)
- ⑦ 当財団の奨学金の受給歴がないこと、また過年度の内定資格を保持していないこと。
- ⑧ 支援の対象が 1 つのプログラムのみであること。
- ⑨ 留学プログラムに語学研修を含んでおらず、また、語学研修目的の留学ではないこと。
※プログラム参加目的が専門分野履修であればセメスター内の語学履修と並行して受講することは問題としない
- ⑩ 名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等(在籍大学含む)から当財団に応募する留学プログラムに関する奨学金を受給していないこと。なお、他団体への併願は認めます。
- ⑪ 在籍する大学での単位システムに換算してセメスターあたり 12 単位以上に相当する時間の学習計画を立てていること。※現地履修予定の対面授業の単位数が全体の 5 割以上であること
※留学単位認定申請の案内を確認し、計画を立てること
(<https://www.tufs.ac.jp/student/studyabroad/shinsei.html>)
- ⑫ 帰国後の報告会、留学生ネットワーク等本制度における諸活動に主体的に参画できること。

⑬ 次に掲げる学力基準及び語学力基準に該当すること。

※以下は応募に必要な最低基準であり、選考基準ではございません

学力基準	在籍する大学における成績係数(GPA)が3点満点としたとき 2.5以上であること				
	*応募時の成績係数(GPA)の算出については、学校独自の基準で結構です *選考では以下の換算方法や計算式を用いて GPA を算出しております				
	【学力基準の算出】 *GPA 計算式				
	$\frac{([秀 \cdot 優の単位数] \times 3) + ([良の単位数] \times 2) + ([可の単位数] \times 1)}{[上記成績の総登録単位数]}$				
	*GPA の換算方法				
	3 ポイント 80 点以上 (秀、優、S、A など)	2 ポイント 70 点～79 点 (良、B など)	1 ポイント 60 点～69 点 (可、C など)	算出しない 59 点以下 (不可、D、F など)	算出しない 認否や要否の 評価
語学力基準	I. 留学先大学での主たる使用言語が英語である場合、 次のいずれかに該当すること *TOEFL MyBest scores の提出は可とします。				
	TOEFL PBT/ITP		500 以上		
	TOEFL iBT		70 以上		
	IELTS		5.5 以上		
	TOEIC/TOEIC IP		820 以上		
	II. 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である場合、 次のいずれかに該当すること				
	中国語		HSK5 級 180 点以上または 6 級 150 点以上		
	ヨーロッパ言語参照(CEFR)		B1 以上		
	韓国語		TOPIK5 級 190 点以上		
	III. その他の言語の場合				
	留学先の使用言語の「語学資格証明書(上記基準と同等程度)」と、その資格証明書に関する「使用言語に関する専門家(語学担当教授、大学での語学講師等)の証明書」を提出することができる者。				
※語学以外の資格は記載しないでください					
※「Ⅲ. その他の言語の場合」、語学資格証明書のご提出ができない場合には、留学生課までご連絡ください					
※「Ⅲ. その他の言語の場合」、上記基準を満たす英語の資格をお持ちの場合は、併せて申請をお願いします					

4. 奨学金

① 支給額

支援内容	留学先国・地域	支給金額
奨学金(月額)	北米、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の除外国は除く アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	200,000 円
	アジア(シンガポールを除く)、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国	150,000 円
留学一時金	アジア地域(シンガポールを含む)	150,000 円
	その他の地域	250,000 円

※留学一時金は、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学にかかる費用にご使用ください

※留学一時金の支給は、初回奨学金と一括でお振込みいたします

- ② 支給期間 原則 12 か月以内で留学プログラム期間内の現地授業開始日から期末テスト終了日までの期間とします。
ただし留学開始月及び留学終了月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当該月の支援金を支給いたしません。
- ③ 支給方法 支給は 1 か月に 1 回とし、月末までに翌 1 か月分を日本国内金融機関の留学奨学生の指定する口座にお振込みいたします。

5. 年間支援予定人数

約 800 名

6. 募集及び選考期間

【1 回目募集】

対象留学プログラム : 2026 年 5 月 1 日(金)～2026 年 11 月 30 日(月)に現地授業開始

応募受付期間 : 手続きは二段階に分かれ、段階別に期限が異なります。
詳細は、以下 8. を参照してください。

一次選考(書類) : 選考結果は 2026 年 3 月中旬にメールにて通知します。

二次選考(面接) : 面接は財団指定日時に兵庫県内にて実施します。

2026年3月下旬

選考結果は2026年4月下旬にメールにて通知します。

※課題審査に変更の可能性あり

※面接方法はコロナ感染状況など種々の事情を勘案して財団が決定します

※財団から指定された面接方法および面接日時を変更することは一切できません。
参加ができない場合は、辞退とみなされます。(近年の面接実施方法は対面のみであり、オンラインでは実施されていません)

【2回目募集】

- 対象留学プログラム : 2026年12月1日(火)～2027年4月30日(金)に現地授業開始
- 応募受付期間 : 財団の2回目募集要項公開後に、学内応募受付期間を決定・周知いたします。
- 一次選考(書類) : 選考結果は2026年9月中旬にメールにて通知します。
- 二次選考(面接) : 面接は財団指定日時に兵庫県内にて実施します。
2026年10月の土曜日・日曜日
選考結果は2026年11月中旬にメールにて通知します。
※課題審査に変更の可能性あり
※面接方法はコロナ感染状況など種々の事情を勘案して財団が決定します

7. 応募における注意事項

- ・締切日を過ぎた場合は、いかなる理由であっても受理しません。上述のとおり、**手続き二段階に分かれ、段階別に期限が異なりますのでご注意ください。特に第一段階は応募受付期間のうち、可能な限り早期に完了してください。**
- ・記入漏れのないよう作成してください。不備がある場合は審査の対象とならない場合があります。
- ・財団への提出書類は日本語で作成すること。ただし、指導教員推薦書は除きます。

8. 応募方法

応募方法は二段階に分かれます。各期限に注意して、確実に手続きを行ってください。

【第一段階】大学指定フォームからの申請

以下の書類を用意し、指定フォームから入力・提出してください。

《提出書類》

① 学業成績証明書

- ※教務課前自動発行機で受付期間内に発行したもの。
- ※編入生の方:編入前の成績証明書も併せてご提出ください。

② 語学資格証明書(留学先での使用言語に関するもの)

③ 指導教員推薦書(所定様式あり)

- ※教員から直接留学生課に提出いただくよう、応募者自身で依頼すること。
- ※本書は、応募者本人からの提出は受け付けません。原則として、言語文化学部1・2年生は専攻言語代表教員、国際社会学部1・2年生は専攻地域代表教員または専攻言語代表教員、国際日本学部1～3年生は国際日本学部の専任教員のどなたか(3年生はできるだけゼミを希望している教員)、それ以外の学生は所属学部に関係なく、指導教員(ゼミの先生)に依頼してください。原則以外の教員に依頼する場合は、依頼する前に留学生課へメール相談してください。

《大学指定フォーム》 <https://business.form-mailer.jp/fms/09b863d7322745>

《受付期間》 2026年1月8日(木)10:00～1月16日(金)15:00(厳守)

※第一段階が完了しないと、次の第二段階に進めません。期限に関わらず、早期に申請を完了してください。

【第二段階】財団指定システムからの申請

以下の書類を用意し、指定システムから入力・提出してください。

《提出書類》

- ① 語学資格証明書(留学先の使用言語に関するもの)
- ② 在籍証明書 ※教務課前自動発行機で受付期間内に発行したもの。
- ③ 学業成績証明書 ※【第一段階】注記参照
- ④ 現在履修中の科目がわかる書類(A4 用紙サイズ 1 枚、大学証明印 不要)
※学務情報システムから出力した「履修登録確認表」を提出してください。
※休学中の場合:休学期間とその理由を記載しご提出ください。
- ⑤ 使用言語に関する専門家の証明書
※「3.応募資格③語学基準」において『その他の言語』に該当する場合のみ提出が必要です
- ⑥ ボランティア参加経験のある方:証明書の写し
(証明書の発行は任意ですので、発行できなくても問題ございません)

《財団指定システム》第一段階が完了した方に対し、アクセス方法をご案内します。

《受付期間》**第一段階完了後～2026年1月23日(金)15:00(厳守)**

《注意事項》

- ・ システムでは、書類アップロードの他、申請内容を直接入力していただきます。「応募書類 入力項目一覧」を事前にご準備のうえ、第二段階受付期間中にシステム入力をお済ませください。
- ・ 提出後の修正は不可です。期日に余裕をもち、申請内容をよく確認したうえでご提出ください。

9. 報告書

認定期間終了日から 4 か月以内に、留学報告書及び成績証明書を専用ポータルサイトより提出していただきます。ご提出いただいた報告書については、財団ホームページで公表させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

理由なく報告書の提出がない場合、支給した奨学金の返還を求める場合があります。

10. 各種申請書類

財団ホームページよりダウンロードしてください。

URL: <http://www.kobebussan.or.jp/overseas.html>

11. 選考及び採否結果についての注意事項

- ① 選考に関するお問い合わせ及び採否結果の理由については一切お答えできません。
- ② 選考期間中は、応募書類の差替えや訂正は一切認められません。
- ③ 選考結果は、学生様にメールにて通知します。
- ④ 二次選考は一次選考通過者のみ対象に実施します。
(一次選考通過者は1回目募集で約730名、2回目募集で約120名を予定しております)
一次選考結果通知後に、二次選考の指定日時をお知らせします。
指定日時にご参加いただけない場合は、辞退をお願いします。
- ⑤ 二次選考は対面面接を予定しています。面接会場までの交通費は自己負担となります。

Ⅱ 2. 留意事項

- (1) 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給停止又は奨学金の返還を請求することがあります。
- ① 申請内容に虚偽があった場合。
 - ② 留学期間中に財団に無断で帰国した場合。
 - ③ 指導教員から修学の継続が不適当とされた場合。
 - ④ 学業成績が不良の場合。
 - ⑤ 留学先において休学・転学する場合。
 - ⑥ 法律や社会秩序に反する行為を行った場合。
 - ⑦ 財団の名誉を傷つける行為を行った場合。
 - ⑧ 報告書の提出が無い場合。
 - ⑨ 留学期間途中で在籍大学を退学した場合。
 - ⑩ **選考の内容を SNS 等インターネット上に公開していることが発覚した場合。**
- (2) 選考を通過した時点で、在籍大学事務担当者様と当該学生様に「内定通知書」および「支給予定証明書」をメールにてお送りいたします。
- その後、在籍大学事務担当者様に【渡航確定】※をご確認いただいた上で、留学先大学の「受入許可証(ACCEPTANCE LETTER)」の写し・アカデミックカレンダー・「期間確認書」・「奨学金振込口座情報」を財団にご提出いただいた時点をもって正式決定とし、財団より在籍大学事務担当者様と当該学生様に「決定通知書」をメール添付にてお送りいたします。
- ※渡航確定の定義：①学生様の手元にビザが到着していること②学生様のご出発日をご確認の上、留学先大学へ受入状況を再確認いただき在籍大学事務担当者様が問題ないと判断をした場合
- (3) 申請書に記載のない大学への変更については、認められません。
- (4) 留学終了後の在籍大学における成績通知及び語学検定等試験結果のご提出をお願いする場合があります。

Ⅱ 3. 個人情報の取り扱いについて

ご提出いただいた個人情報につきましては、本事業実施のために利用いたします。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用いたしません。また、目的の終了後適切な時期に廃棄します。

Ⅱ 4. お問い合わせについて

ご不明な点、ご質問などがございましたら、学生様からのお問い合わせの際は、必ず在籍大学ご担当者様を通してお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

※学生様や保護者の方、一般の方からの直接のお問い合わせ（メールや電話）は受付しておりませんのでご注意ください